

【会議室・打合せスペースの充実】

- ・職員用の会議室、打ち合わせスペースを確保します。

【リフレッシュ機能の拡充】

- ・来庁者からの視線に配慮した、自席以外で休憩や食事が取れる職員のリフレッシュ空間の充実を図ります。

【ICT インフラの導入】

- ・WEB 会議が可能なスペースを確保します。
- ・無線 LAN の導入、ペーパーレス化を推進し、働きやすい環境を支える ICT インフラの導入を計画します。

③安全安心・頼りがいのある将来を見据えた行政拠点づくり**【災害対策本部機能に相応しい安全対策】**

- ・災害時における災害対策本部として機能する耐震性や安全性を確保します。
- ・厚真川の浸水想定区域内に位置しているため、かさ上げも含めた 1 階床レベルの高さ検討や浸水防止対策を検討します。

【カーボンニュートラル化を推進する環境に配慮した庁舎】

- ・ZEB※（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）も目指した、省資源・省エネルギーなどの環境負荷の低減に配慮した庁舎を目指します。
- ・CLT 等の地域産材を活用した庁舎整備を目指します。
※ZEB：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを
目指した建物のこと。

【バリアフリー・ユニバーサルデザインの導入】

- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインを導入し、誰もが利用しやすい施設計画とします。

【アクセスしやすい動線計画】

- ・バス等の公共交通機関の乗り入れが可能で、高齢化を見据えた自家用車に頼らずとも来庁しやすい計画とします。
- ・雨天時も来客者が雨にぬれずに施設に入れるような、来庁者に優しい施設計画とします。

【物品管理、文書管理の高度化】

- ・物品倉庫、書庫などの収納スペースの充実を図ります。
- ・適切な文書管理システムを導入します。

(2) 整備規模

役場庁舎の規模算定にあつては、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」と総務省「起債許可標準面積算定基準」による面積を基本としながら、人口規模に近い道内自治体や現状の役場面積を踏まえて想定します。

【検討条件】

人 口：4,452 人（住民基本台帳／令和 3 年 2 月末）

職員数：現役場庁舎と総合ケアセンターゆくりに勤務する職員は 129 名（令和 4 年（2022 年）1 月 1 日時点）ですが、今後の復興事業に係る職員の減少等を考慮し、120 人（図書スペースに勤務する職員を除く）と設定して算定することとします。

表 想定する職員数

区分	現行人数	設定値	備考
①三役・特別職	3	3	現行人数
②課長級	18	18	現行人数
③課長補佐・係長級	23	23	現行人数
④一般職員	62	55	(120人－(①～③の人数))×一般職員の比率から設定
⑤臨時職員	23	21	(120人－(①～③の人数))×臨時職員の比率から設定
合計	129	120	

※現行人数は、令和 4 年（2022 年）1 月 1 日時点

【A】国土交通省 新営一般庁舎面積算定基準に基づく規模算定

区分	役職	人数	換算率※1	基準面積 (㎡) ※2	面積 (㎡)	
執務面積	(7) 事務室	三役・特別職	3	6.0	4.0	72
		部長・次長級	0	6.0	4.0	0
		課長級	18	2.5	4.0	180
		補佐・係長級	23	1.8	4.0	166
		一般職員	55	1.0	4.0	220
		製図者		1.7	4.0	0
		会計年度職員	21	1.0	4.0	84
		職員合計	120			722
小計(1)			補正率	1.1	794	
付属面積	(イ) 会議室	(国交基準) 100人当たり40㎡、10人増すごとに4㎡×1.1			53	
	(ウ) 電話交換室	換算人員	180.4	標準面積	36	
	(I) 倉庫	(7)事務室面積(補正率を乗じる前)の13%			94	
	(オ) 宿直室	1人10㎡、1人増すごとに3.3㎡	1名を想定		10	
	(カ) 庁務員室	1人10㎡、1人増すごとに1.65㎡	1名を想定		-	
	(キ) 湯沸室	6.5~13.0㎡を標準	10㎡×3階(3階建を想定)		30	
	(ク) 受付及び巡視溜	最小6.5㎡			-	
	(ケ) 便所、洗面所	職員数100人以上の場合	標準面積	46	46	
	(コ) 医務室	職員数100人以上の場合	標準面積	45	-	
	(サ) 売店	職員数150人以上の場合に設置	一人あたりの㎡	0.085	-	
	(シ) 食堂、喫茶室	職員数100人以上の場合	標準面積	54	-	
小計(2)				233		
その他	(入) 固有業務	業務支援機能、窓口機能、福利厚生機能等(固有業務面積算定表参照)			415	
	(ト) 議事堂(議場、委員会室、議員控室等)	議員数(人)	11	標準面積	35	
	※国土交通省新営一般庁舎面積算定基準には議事堂の項目が無いため、総務省起債基準面積で追加計上					
(リ) 商工会				100		
小計(3)				900		
設備関係	(ル) 機械室(冷暖房)	小計(1)~(3)計	1,926	標準面積	311	
	(レ) 電気室(冷暖房)	同上		標準面積	61	
	(ロ) 自家発電室	同上		標準面積	29	
	小計(4)				401	
交通・車庫	(ハ) 共通部分	小計(1)~(4)計	2,327	指数	35%	
	(ニ) 車庫	自動車台数	0	指数	18	
	小計(5)				815	
合計(小計(1)~(5))					3,142	

※1：換算率は「新営一般庁舎面積算定基準」の「3.地方小官署(署、所)県単位以下」の数値による。

※2：基準面積は「合同庁舎において第1次出先機関が入居する庁舎の事務室」で示される4.0㎡とする。

■固有業務内訳

諸室	面積 (㎡)
更衣室	50
台帳倉庫	100
備蓄倉庫	50
印刷室	25
サーバ室	20
防災対策室	80
会議室	50
相談室	40
合計	415

【B】総務省「起債許可標準面積算定基準」（平成22年度）の準用による規模算定

区分	役職	人数	換算率※3	基準面積 (㎡)	面積 (㎡)
(ア)事務室	三役・特別職	3	12.0	4.5	162
	課長級	18	2.5	4.5	203
	課長補佐・係長級	23	1.8	4.5	186
	一般職員	76	1.0	4.5	342
	製図者	0	1.7	4.5	0
	職員合計	120			893
(イ)倉庫	(ア)の面積	893	指数	13%	116
(ウ)会議室等	7.0㎡×職員数	120		7.00	840
(エ)共用スペース	(ア～ウ)計	1,849	指数	40%	740
(オ)車庫	1台につき25㎡	0	指数	25.0	-
(カ)議事堂（議場、委員会室、議員控室等）	議員数（人）	11	指数	35	385
(ク)商工会					100
合計					3,073

※3：換算率は「総務省起債許可に係る標準面積」の人口5万人未満の市町村の数値による。

【C】総務省「地方債同意等基準運用要綱」に基づく規模算定

役場庁舎の建設の財源として、地方債の活用により確保することが一般的ですが、地方債を所管する総務省では、地方債同意等基準運用要綱により標準的な面積の基準を定めています。令和3年度の運用要綱では「防災対策事業」における庁舎移転に関する面積要件として「入居職員数×職員一人当たり面積（35.3㎡）と移転前面積を比較して大きい方を上限とすることが定められています。

$$120 \text{ 人} \times 35.3 \text{ ㎡} = \underline{4,236 \text{ ㎡}}$$

【D】想定する面積

【C】は上限値として想定し、【A】【B】と将来的な人口減少を踏まえながら、諸室の共有利用や施設の効率化を図ることで、**約2,900㎡**の規模に絞り込み検討します。

今後、役場庁舎の詳細検討の段階で、必要面積の積み上げによる規模算定を踏まえて、精査していくことが必要です。

役場庁舎 総面積 約 2,900㎡

3-2 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター

(1) 整備方針

現在の厚真町青少年センター・町民ギャラリー、創作館、厚真児童会館・児童会館(旧学童)の機能を集約・複合化した「文化交流施設」と、厚真町で発掘された縄文時代やアイヌ文化の埋蔵文化財のほか、厚真町における開拓の歴史の展示、北海道胆振東部地震に関する展示を複合化した「(仮称)アイヌセンター」を整備します。

整備にあたっては、次の3つの整備方針をもとに検討を進めます。

①機能が連携・融合した施設づくり

図書、創作、ホール、歴史・文化、交流といったそれぞれの機能が複合化・融合することで、新たな活動や交流を創出します。

②施設と広場が一体となった「まちのリビング」づくり

うち(施設)とそと(広場)が一体となった配置計画とし、新たな居場所となる居心地の良い快適な空間を形成します。

③町民が参加する施設の運営・活用

文化交流施設・(仮称)アイヌセンターは整備して終わりではなく、町民自らが施設の運営や活用に参加する仕組みを構築します。

(2) 導入機能と整備規模

①文化交流施設

文化交流施設は、図書、創作、ホール等の既存施設が有する主機能を確保しつつ、図書館機能の強化やキッズスペース等の新たな機能を付加して整備します。

導入機能とその想定規模は次に示すとおりです。延床面積の合計は約 2,000 m²と、各施設の集約化によって、町が保有する床面積を約 370 m²減少することが可能となります。

機能	青少年センター	町民ギャラリー	創作館	児童会館	文化交流施設
図書	図書コーナー 約280m ²	図書館機能の強化			図書館機能 約600m ²
プラネタリウム	プラネタリウム 約50m ²	埋蔵文化財センターと連携した利用も想定し面積増加			プラネタリウム 約100m ²
展示	展示 約170m ²	特別展示室 約100m ²	現状規模 ※エントランスホール等との兼用、図書館機能との一体利用を想定		展示機能 約100m ²
創作			創作室 計 約180m ²	現状規模	創作機能 約180m ²
ホール・集会			談話室 計 約40m ²	ホール 約210m ²	現状規模 ホール機能 約200m ²
会議	研修室×4 計 約160m ²	適正規模に縮小（図書館機能との一体利用を想定）			会議機能 約60m ²
事務	管理事務室 約40m ²	管理事務室 約100m ² →役場庁舎へ集約	事務室 約20m ²	事務室 約180m ² →「ゆくり」への移転を想定	事務機能 ※ 約60m ²
新たな機能					キッズスペース 約80m ²
共用等 その他	約550m ²	約60m ²	約120m ²	約110m ²	約620m ²
合計	約1250m ²	約260m ²	約360m ²	約500m ²	約2,000m ²
	計 約2370m ²				→ 規模の縮小・効率化

※図書館機能の事務機能を担うことを想定され、施設管理体制に応じて面積の増減が想定される

図 想定規模

文化交流施設 総面積 約 2,000 m²

② (仮称) アイヌセンター

平成 14～29 年度に行った厚幌ダム建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物の公開活用を中心に厚真町内の縄文時代やアイヌ文化などの記録に関する情報提供・普及活用を行う施設として「(仮称) アイヌセンター」を整備します。

現役場庁舎を歴史的建造物として保存・活用し、アイヌ関連出土遺物や映像展示、体験、アイヌや埋蔵文化財（縄文世界遺産）関連図書の収蔵閲覧を可能とするものとします。

町民のみならず町外からの来館者へも広く縄文文化などの埋蔵文化財やアイヌ文化・アイヌ民族についての理解促進を深めることも目的とし、厚真町の交流人口の増加に寄与する施設とします。

さらに、厚真町における開拓の歴史に関わる展示や、北海道胆振東部地震の記憶を残し、伝承と発信を行うアーカイブ機能を備えた施設を整備します。

具体的な導入機能及び想定規模は次に示すとおりです。

厚真の歴史を振り返る展示スペース・震災アーカイブ 約 200 m ²		アイヌ展示 約 180 m ²	映像展示室 約 160 m ²
学習スペース 約 40 m ²	ものづくり体験室 約 40 m ²	事務室等 約 140 m ²	収蔵庫 約 140 m ²
物品庫・書庫等 約 90 m ²	機械室 約 30 m ²	共用・その他 約 580 m ²	合計 約 1,600 m ²

図 導入機能と想定規模

(仮称) アイヌセンター 総面積 約 1,600 m²
(現役場庁舎：約 840 m² + 増築：約 760 m²)

3-3 消防庁舎

(1) 整備方針

現在の胆振東部消防組合消防署厚真支署は、築50年経過し、施設の老朽化や狭隘化が進んでおり、さらに将来の女性職員の増員への対応などが働きやすさへの配慮ができない施設となっています。

そこで、消防庁舎の整備にあたっては、次の3つの整備方針をもとに整備します。

① 消防対策活動拠点として機能を発揮できる施設の整備

- 確実かつ迅速な消防・救急活動ができる庁舎とします（迅速な出動動線の確保、消防車両や消防資機材の保管・管理しやすい計画 など）
- 将来を見据え、職員数の増減や女性職員の増員などの状況変化、通信・システムの変更、車両の更新に対応した庁舎とします
- 耐震強度の基準を満たした災害に強い安全な庁舎とします

② 消防に関わる訓練・教育の拠点となる施設の整備

- 激甚化・多様化する災害現場に対応する消防職員・消防団員の技術習得・技術向上の実践的訓練施設を整備します。
- 町民の自主防災力の向上に向けて、消化等の実体験等を通じた火災予防や防災訓練等の普及啓発、防災関連情報の発信を図ります。

③ 人と環境にやさしい施設の整備

- 維持管理しやすく低コストとなるように配慮します
- 省資源・省エネルギーなど環境負荷低減に配慮します
- 来庁者が利用しやすい動線計画、ユニバーサルデザインを導入します

(2) 整備規模

現在は約1,000㎡と施設の狭隘化が進んでおり、同規模自治体の整備事例等を踏まえて、整備規模は約2,000㎡と設定します。

消防庁舎 総面積 約 2,000 ㎡

3-4 駐車場・駐輪場

(1) 駐車場

庁舎周辺エリアには、現状で約 300 台近くの駐車台数が確保されていますが、各施設で必要となる駐車台数について、現状の台数を踏まえながら、イベント時にも対応できる十分な駐車台数を確保するため、全体で約 400~500 台確保することとします。

なお、駐車場の配置にあたっては、次の事項に留意して検討します。

- ✓ 文化交流施設・(仮称) アイヌセンターまたは総合福祉センターは、大型バスの駐車 (5~7 台程度) にも配慮します。
- ✓ 冬季の堆雪スペースを確保します。

表 現在の駐車台数

	一般	身障者	大型	計
役場 (前)	36	2	-	38
役場 (裏)	10	-	-	10
役場・青少年センター	72	-	5	77
創作館	-	-	-	0
旧児童会館	20	-	-	20
道路沿道	26	-	-	26
ゆくり	37	2	-	39
福祉センター	22	1	-	23
商工会	20	-	-	20
土地改良区	24	-	-	24
合計	267	5	5	277

※現在、総合福祉センターで行われるイベントの利用人数が 400 名以上であることも踏まえ、400~500 台の台数が必要と想定します。ただし、詳細の台数については、基本設計時に検討します。

表 駐車台数の設定

		台数	備考
役場庁舎	来庁者用	40 台	現庁舎前の現状38台分 (うち2台身障者用) と同規模
	公用車用	52 台	H29基本構想ベース/うちバス4台/現状の公用車の保有台数を考慮し設定
	職員用	108 台	職員数120人×90%
	合計	200 台	
商工会	利用者用・職員用	20 台	現状 (20台) と同規模
	合計	20 台	
文化交流施設	利用者用	40 台	想定
	合計	40 台	
福祉センター 総合ケアセンター「ゆくり」	利用者用 (福祉センター)	76~176 台	現状23台 (うち1台身障者用) に加え、イベント時 (約50~150台) も想定
	利用者用 (ゆくり)	40 台	現状39台 (うち2台身障者用)
	合計	40 台	
土地改良区	利用者用・職員用	24 台	現状 (24台) と同規模
	合計	24 台	
合計		400~500 台	※詳細の台数は基本設計時に検討する

(2) 駐輪場

総合福祉センター (大集会室を除く) 及び総合ケアセンターゆくりにおける会議室等の 1 件あたりの利用人数が概ね 20 人以下であることを踏まえ、新たに整備する役場庁舎及び文化交流施設・(仮称) アイヌセンターの駐輪場台数については、合計で約 30 台程度を想定することとします。

(3) 公共交通の結節点機能

庁舎周辺エリアが、路線バスやデマンド交通めぐるくん、タクシー等の公共交通機関の結節点として、バス停留所の配置、施設内における待合空間等の確保を目指します。

第4章 土地利用計画

4-1 庁舎周辺エリアの土地利用計画・ゾーニング

①周辺との連携・ネットワークを重視

- 道道千歳鷗川線沿道の商店街や市街地との回遊性を考慮した動線を確保します
- 町道京町1号線の拡幅に庁舎周辺エリアへのアクセス性を向上します。

②広場を庁舎周辺エリアの中心に配置

- 広場を庁舎周辺エリアのコアとして中心に配置します。
- 京町公園、つたえり公園、広場がつながる一体的・連続的なパブリックスペースを形成します。

③広場を囲うように新たな建物（新庁舎、文化交流施設）を配置

- 広場を既存施設と挟むように新たな施設（新役場庁舎、文化交流施設）を配置し、一体的な空間を形成することで、庁舎周辺エリアの魅力を高めます・道道千歳鷗川線からの景観・視認性に配慮した建物配置とします。
- 消防庁舎は、緊急輸送道路である道道千歳鷗川線に面した敷地を候補として建設します。また、役場庁舎と消防庁舎と近接した位置に配置し、両施設の連携に配慮します。

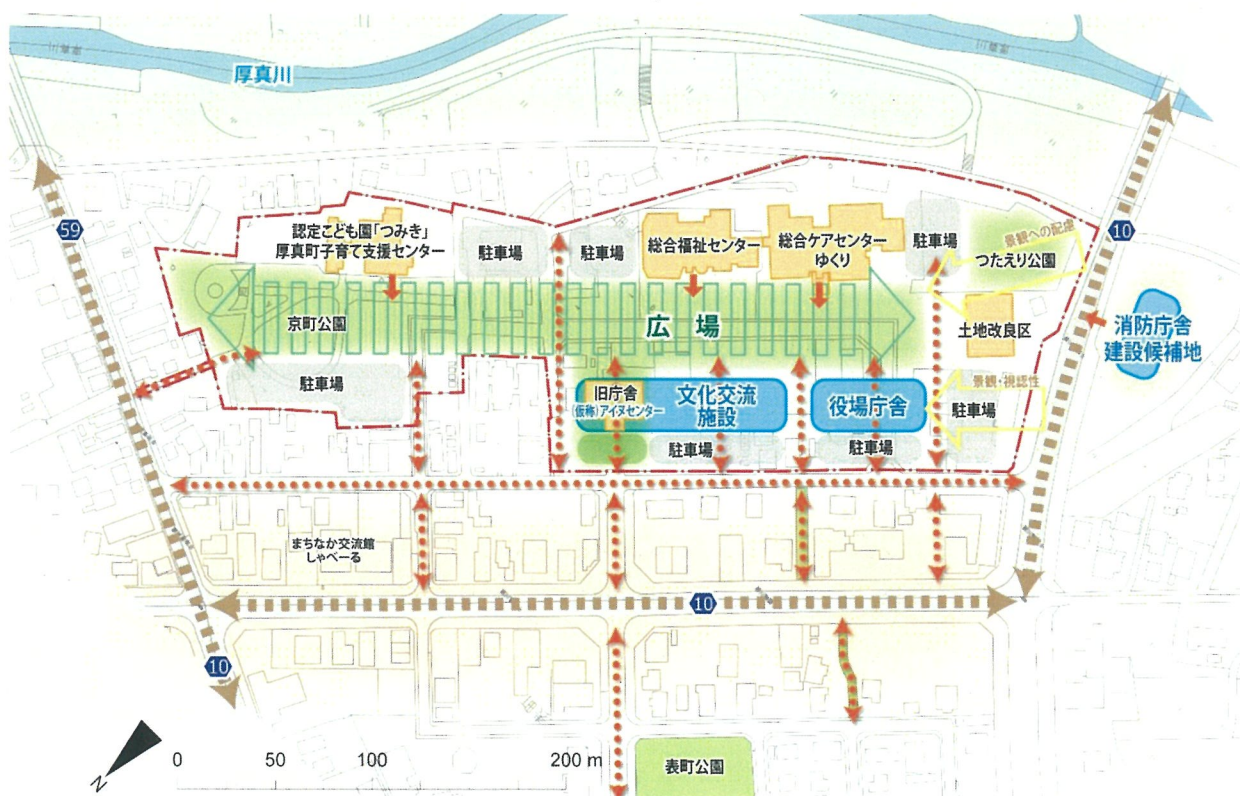
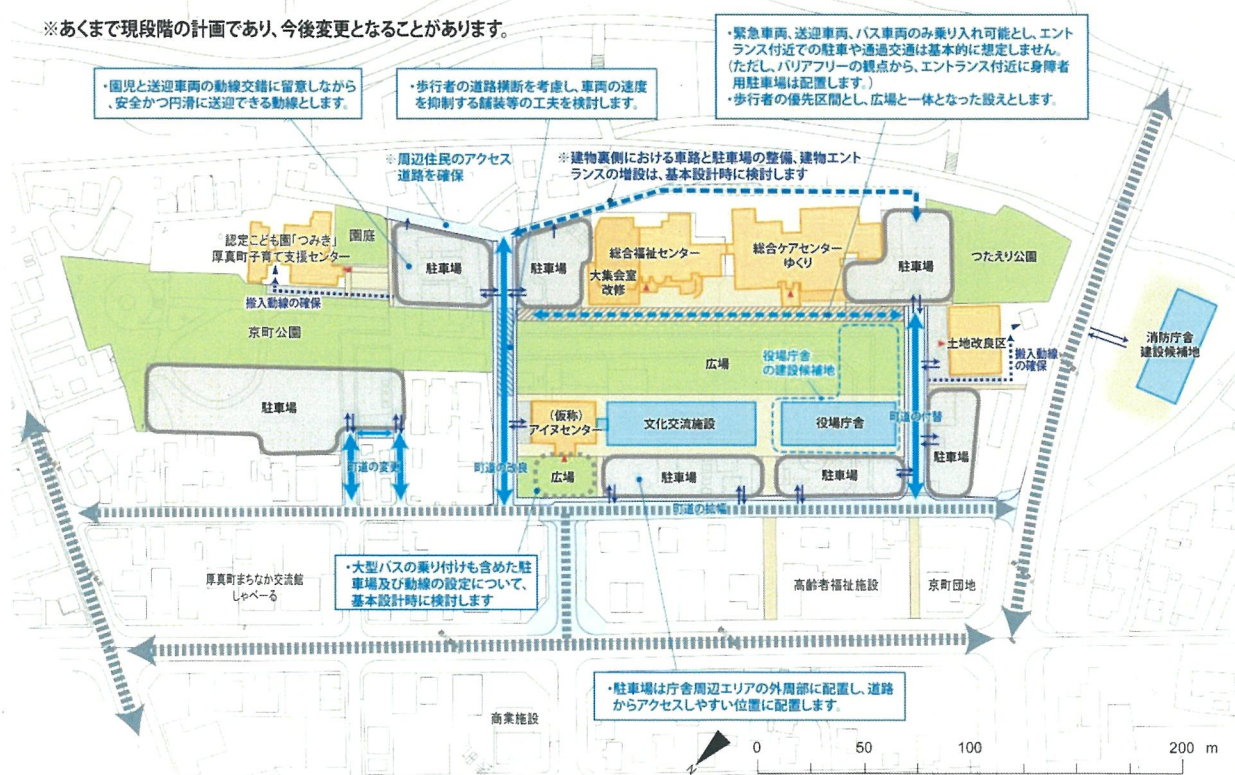


図 土地利用ゾーニング

4-2 動線・施設整備計画

(1) 車両動線

- 広場と京町公園の一体的な空間を最大限確保しつつ、各施設へのアクセス利便性が高く安全な車両動線と施設利用者にとって使いやすい駐車場を確保するため、町道の付替や改良を行います。
- 駐車場は庁舎周辺エリアの外周部に配置し、道路からアクセスしやすい位置に配置します。
- 総合福祉センター及び総合ケアセンターゆくりの前面道路については、人中心の空間形成を図るため、緊急車両や送迎車両、バス車両のみ乗り入れ可能とし、エントランス付近での駐車や通過交通は基本的に想定しません。(ただし、バリアフリーの観点から、エントランス付近に身障者用駐車場は配置します。) 歩行者の優先区間とし、広場と一体となった舗装等の設えとします。
- 認定こども園つみきや総合福祉センターへのアクセス動線、また周辺住民の生活動線となる町道については、京町公園と広場間において、歩行者の道路横断を考慮し、車両の速度抑制舗装を行う等の工夫を検討します。
- 認定こども園つみきに面する駐車場については、園児と送迎車両の動線交錯に留意しながら、安全かつ円滑に送迎できる動線とします。
- (仮称) アイヌセンターへの大型バスの乗り付けも含めた駐車場及び動線の設定について、基本設計時に検討します。
- 総合福祉センター及び総合ケアセンターゆくりの裏側における車路と駐車場の整備、建物エントランスの増設は、基本設計時に検討します。
- 公共交通結節点機能を有するため、路線バスやデマンド交通めぐるくんの車両の乗り入れを想定し、バス運行の円滑性・安全性に配慮した動線の確保及びバス停留所の配置を検討します。



(2) 歩行者動線

- 商店街や消防庁舎建設候補地等の周辺地区からのアクセスを考慮した歩行者動線を確保します。
- 役場庁舎、文化交流施設・(仮称)アイヌセンターに加え、総合福祉センター、総合ケアセンターゆくりから広場からの歩行者動線を確保し、建物と広場が一体となった人中心の空間へ転換を図ります。
- 役場庁舎、文化交流施設・(仮称)アイヌセンター、さらには総合ケアセンターゆくりの建物間を雨に濡れずに行き来できる歩行者動線の確保(上空レベルも含む)を検討します。

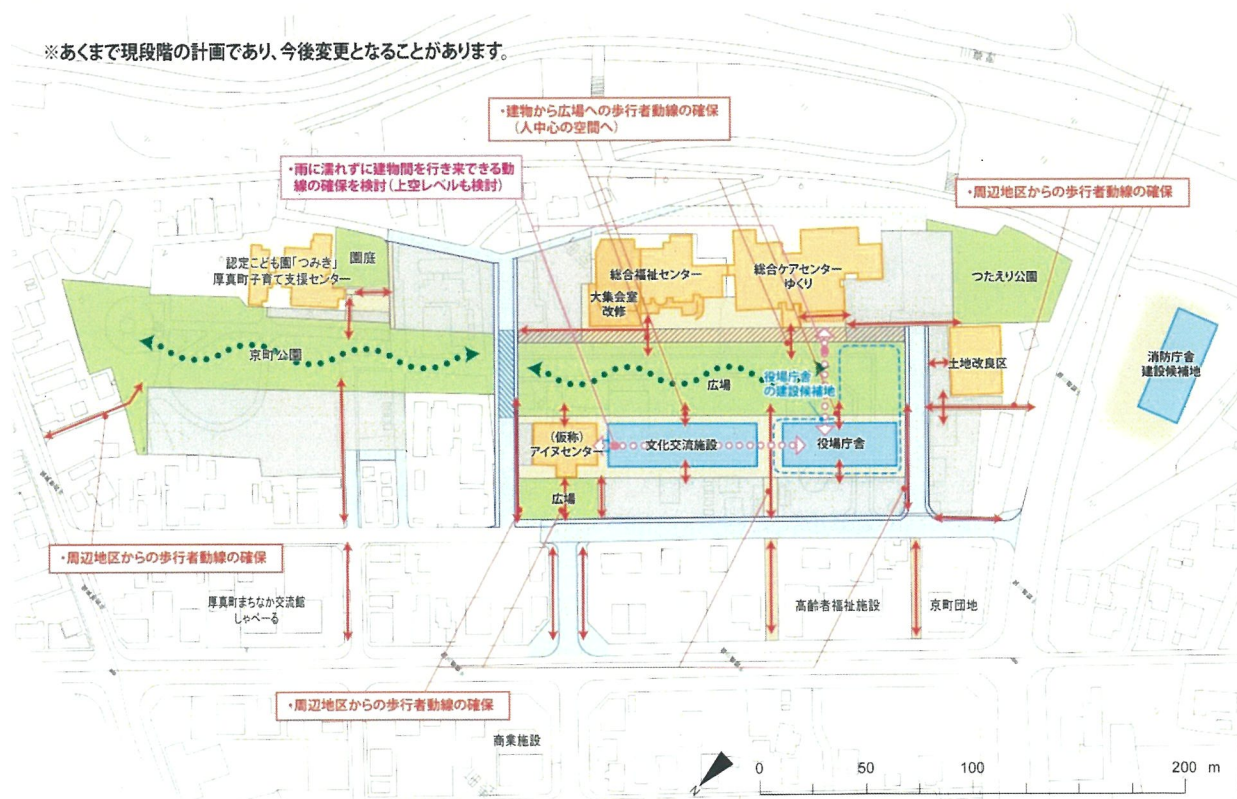


図 動線計画(歩行者)

(3) 施設整備計画

① 道路

- 車両の動線計画を踏まえ、現在の町道について、付替または改良等を行います。

② 公園

- 庁舎周辺エリアの中央に配置する広場は、都市計画公園「京町公園」及び都市公園「つたえり公園」を再編し、都市計画公園「京町公園」を拡充した整備とすることを検討します。
- 公園の再整備にあたっては、歴史的建造物として現役場庁舎（(仮称) アイヌセンター）も含めた公園区域として設定することも検討します。

	現状	再編後（想定）
京町公園（都市計画公園）	1.07ha	約 1.4ha [※]
つたえり公園（都市公園）	0.46ha	約 0.2ha
合計	1.53ha	約 1.6ha

※現役場庁舎のエリアは含めていない。面積・対象範囲についても今後検討。

③ 上下水道

- 現在敷設されている上下水道は、道路の付替や公園の再整備に合わせて移設等を検討します。

【検討対象延長】上水道：0.45km、下水道：約0.45km

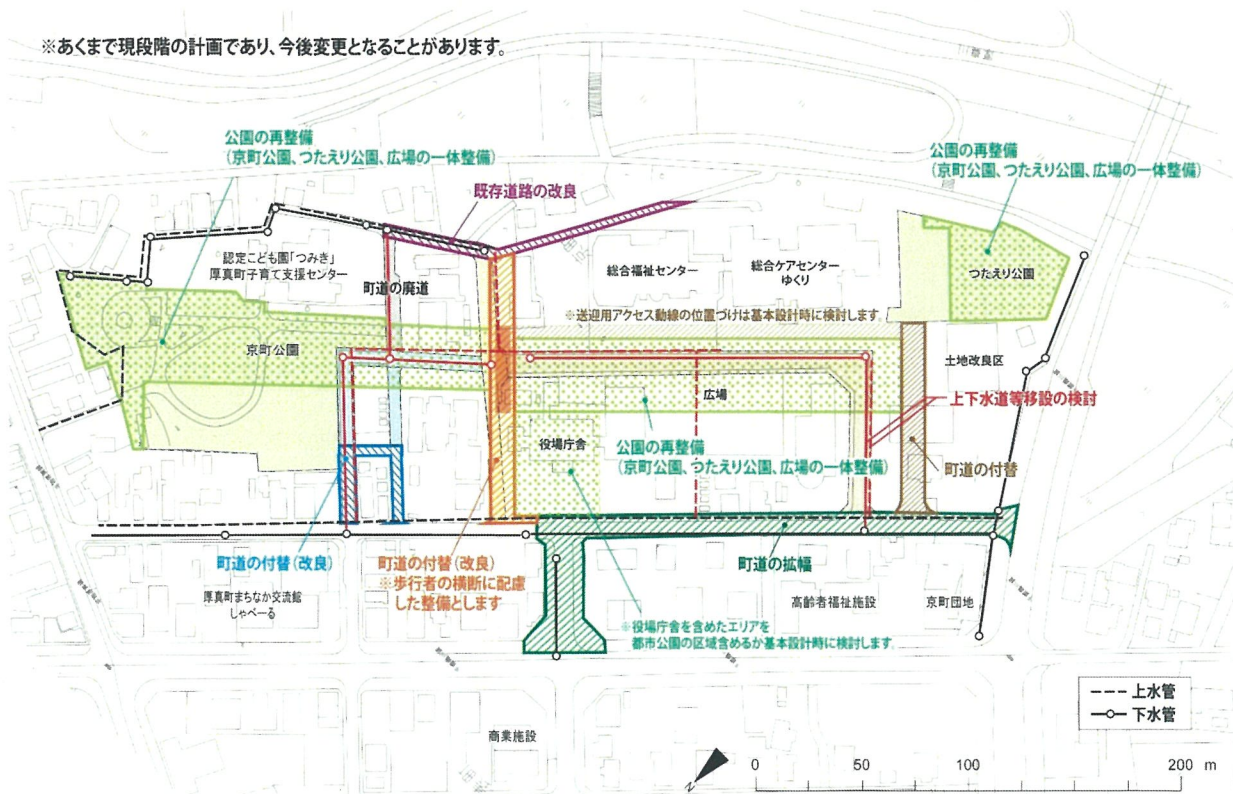


図 施設整備計画

4-3 防災計画

(1) 災害ハザードの状況

庁舎周辺エリアは厚真川の洪水浸水想定区域に含まれており、0.5m～3.0m 未満の浸水深が想定されています。

詳細に庁舎周辺エリアの想定最大規模の浸水深をみると、下図に示すとおり 1.4m 以下の浸水深となっています。

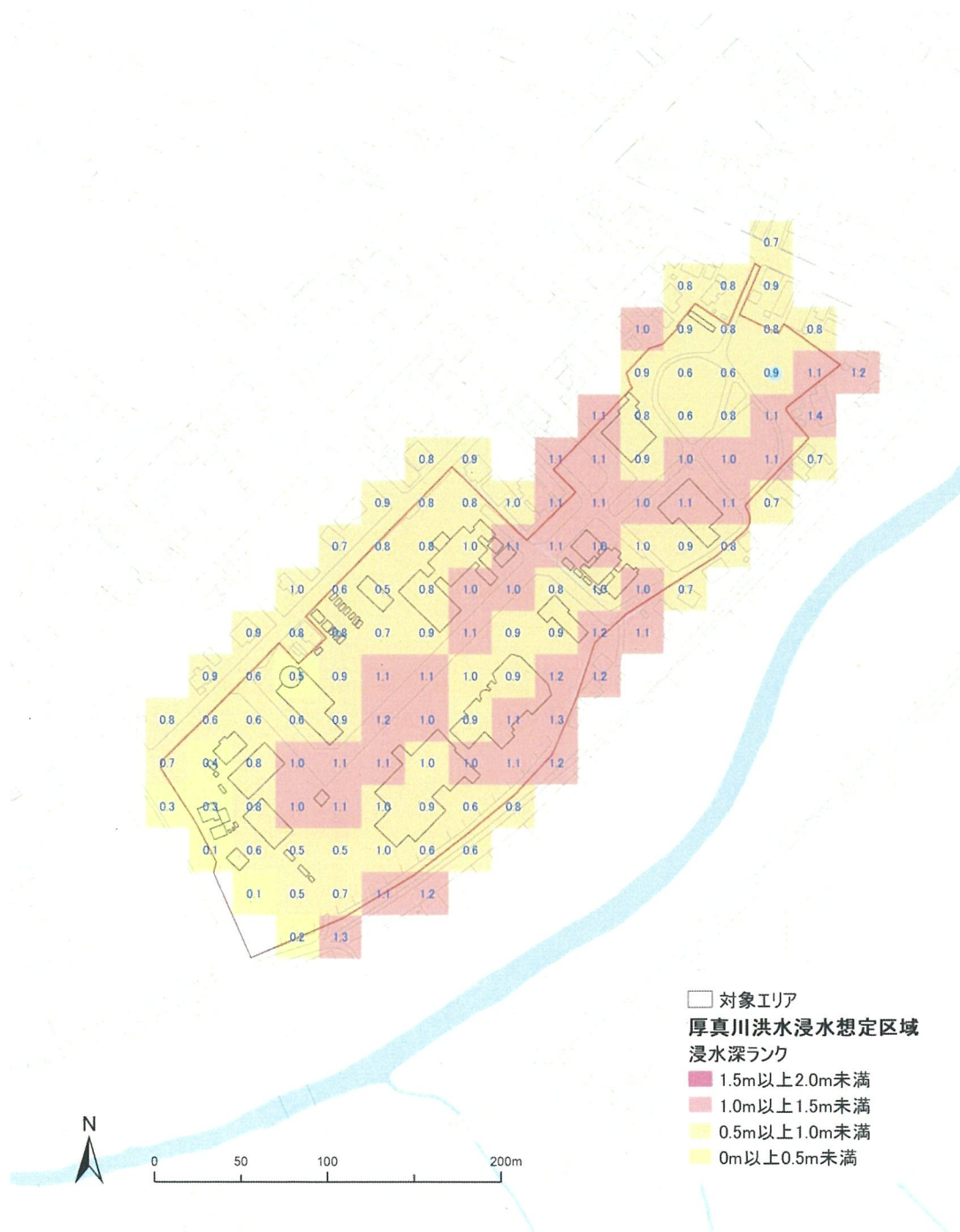


図 厚真川洪水浸水想定区域（想定最大規模）

資料：平成 28 年度厚真川洪水浸水想定区域図

(2) 防災対策の考え方

①洪水浸水対策の考え方

庁舎周辺エリアにおける洪水浸水のリスクを想定し、役場庁舎及び文化交流施設・(仮称)アイヌセンターの新たな施設整備を行うにあたっては、土地のかさ上げや1階の床レベルの高さ設定、浸水防水対策の実施を検討します。

(仮称)アイヌセンターは、貴重なアイヌ文化財を保護するため、2階レベルに配置します。消防庁舎についても、敷地の高さを浸水想定最大規模以上の高さとすることを検討します。

②災害対策本部

災害対策本部は、「厚真町地域防災計画」において、次のとおり設置基準を定めています。

基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- ウ 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。
- エ 震度5弱以上の地震が発生し、その対策を必要とするとき。
- オ 津波警報が発表されたとき。

上記基準に基づき災害対策本部を設置する場合、次のとおり想定します。

なお、具体的な設置基準や代替施設等の詳細については、「厚真町業務継続計画」の見直しにより、定めることとします。

地震	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場庁舎の被害を確認し、安全に使用することが可能と判断した場合、庁舎内に災害対策本部を設置し、災害・復旧対応を行うこととします。
洪水	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸水による庁舎周辺エリアの孤立化を避けるため、厚真川の警戒レベルに応じて、防災対策を指揮する機能を、スタードーム(2F)や厚真小学校、厚真中学校などの既存公共施設に設置することを想定します。 ● 役場庁舎内に災害対策本部を移転する場合は、安全に職員が執務できる環境であることを確認した上で、移転を行うこととします。仮に建物内部が浸水被害にあった場合は、排水作業及び消毒作業、被害状況の確認、安全に執務が可能な場所の確認をした上で災害対策本部の移転が可能かどうか判断することとします。

大規模災害時における災害対策本部については、各防災関係機関、政府関連機関からの受援体制を確保するため、「総合福祉センター」を活用し、オペレーションルームを設置することを想定します。

総合福祉センター内の各諸室は関係機関等本部の設置及び支援部隊の仮眠室等での活用を想定します。(庁舎周辺エリアにおける洪水時を除く。)

災害時は総合福祉センターを支援機関等の使用施設とし、災害種別に応じて広場や文化交流施設等の2階などを指定緊急避難場所(一時避難場所)として活用します。

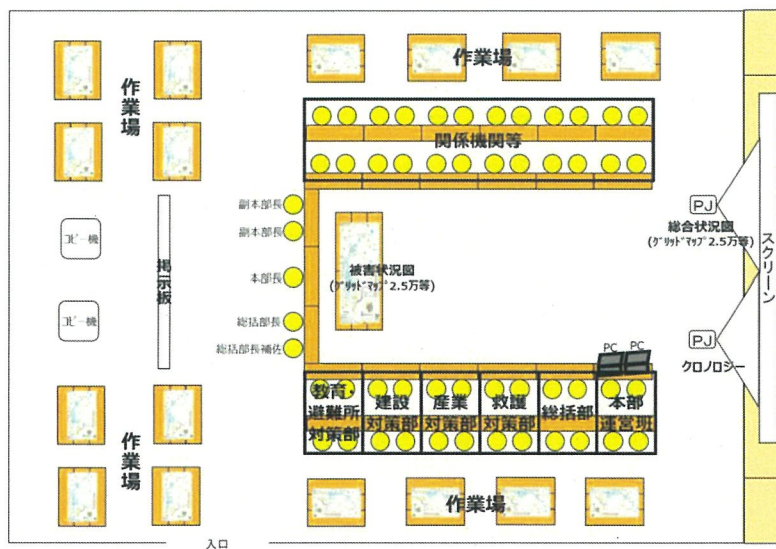


図 オペレーションルーム（総合福祉センター大集会室）のイメージ

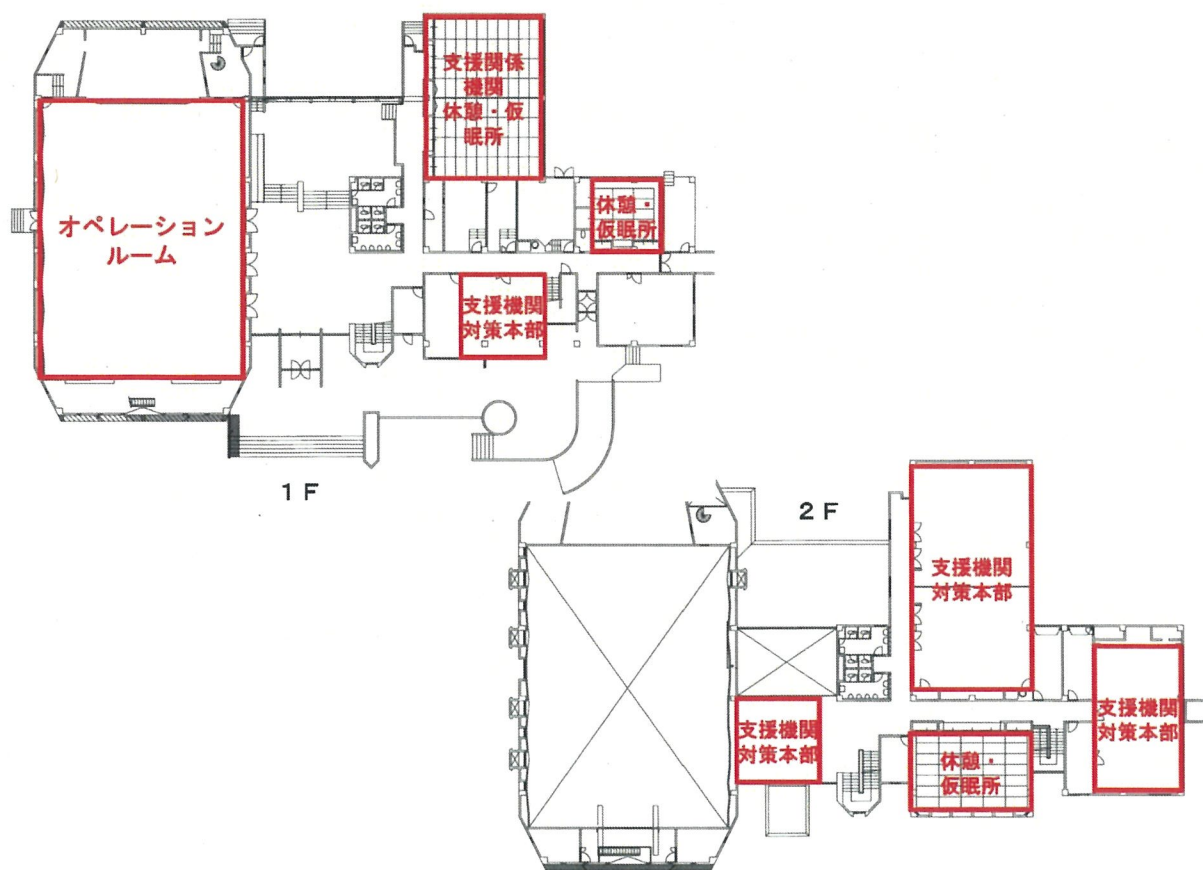


図 総合福祉センターの活用イメージ

③備蓄倉庫

現在、庁舎周辺エリアにある備蓄倉庫については、当エリアにおける洪水浸水リスクを考慮し、浸水想定区域外の新町の敷地に新たに整備することとします。



図 備蓄倉庫の整備位置

資料：平成 28 年度厚真川洪水浸水想定区域図

Ⅱ 基本計画編

第5章 役場庁舎

5-1 機能・面積

5-1-1 機能

(1) 窓口機能

- 窓口業務を行う関連部署をまとめて1階に配置し、町民があまり移動しなくても用事を済ませられるようなレイアウトとします。
- 戸籍・福祉・子育て・出納などの部門別に窓口を分け、それぞれの分野でその窓口に着いたらすべて完了できるような仕組みとして、現在よりも町民の利便性を向上させるようにします。
- 窓口利用者が目的の窓口を見つけやすくなるよう、デジタルサイネージを含めたわかりやすい案内表示やサインを設置します。

【窓口カウンター】

- 窓口は、高齢者や車いす利用者等にも配慮し、来庁者が座ったまま相談等ができるようローカウンターの設置を基本とします。
- 個人情報の保護やプライバシー等への配慮及び新型コロナウイルス等感染症対策として、各窓口カウンターには仕切りを設置します。

【相談スペース】

- 少し込み入った相談対応や町民のプライバシー等に配慮した、パーティション等で仕切られた打合せスペースを複数設置します。
- 防音を強化した相談室を設置し、町民のプライバシーに配慮した相談環境を整えるようにします。

(2) 執務機能

- 執務室内は、将来的な職員数の変化や機構改革にも対応できるよう、ユニバーサルレイアウトを基本とした配置とします。
- 各課の間に間仕切りやパーティション等は設置せず、職員間の連携が図れるようオープンフロアを基本とします。
- 執務空間は、職員が作業等に集中できる環境に配慮した平面計画とします。
- 将来を見据え、多様な働き方に対応できるワークプレイスづくりとします。
- 職員同士の打合せ等を行う共創スペースや、職員の休憩スペースを設けます。
- ウィズコロナ、アフターコロナ社会を見据え、感染予防のため空調システムの導入を検討します。
- 会議室は移動間仕切壁とし、利用人数に合わせた広さに変更できるようにします。
- 現状と同規模の書類保管スペースを設置します。

(3) 災害対応拠点機能

- 災害発生時に災害対策本部機能を担う庁舎として、継続して業務を行えるよう災害対応拠点機能を強化します。
- 役場庁舎敷地は厚真川の浸水想定区域内(0.5~3m)に位置することから、庁舎内への浸水を防

ぐため、土地のかさ上げ、1階床レベルの設定、止水措置等を検討し、最適な対策を行います。

- 洪水時は浸水想定区域外の既存施設を活用して本部機能を移転・設置するものとします。

【災害対応拠点機能の確保】

- 災害対応の拠点となる災害対策本部として必要な機能を備えた会議室を設置します。
- 業務継続を行うための重要諸室（電気室やサーバー室等）は、浸水被害を受けないよう2階以上に設置します。
- サーバー室や災害情報等の機器類には、免震対策を行います。

【業務継続に向けた対策】

- 災害時における業務継続計画（BCP）を見直し、災害種別ごとの本部機能の設置手順や優先的に再開する業務の設定、対応する諸室や必要機器等を整理します。
- 一定期間の業務継続（国の指針に基づく「72時間」外部からの供給なしでの対応）に必要な、災害時応急物資保管場所と非常時の自家発電設備を設置します。

（4）町民利用スペース

- 待合スペースや打合せコーナー、プライバシーに配慮した相談コーナー等を設置し、来庁者が訪れやすく、利用しやすいラウンジ空間とします。
- 子ども連れの方でも安心して手続き・相談ができるよう、キッズコーナーや赤ちゃん連れの方のための授乳室等について、それぞれの施設利用者が相互に利用しやすい配置を検討します。
- 来庁者が気軽に休める休憩スペース、町政、町民活動、地域の観光に関する情報発信等について、文化交流施設と連携した機能配置を検討します。
- 期日前投票や各種イベントなど多目的な利用ができる空間を確保するとともに、閉庁時にも利用可能となるようセキュリティラインに配慮した配置・動線計画とします。

（5）議会機能

- 議場、委員会室・議員控室（男女別のロッカー・更衣室含む）、正副議長室、議会事務局等の関連諸室について、円滑で効率的な議会活動に配慮して配置します。
- 議場に設置する机・椅子・演台等は可動式のものとし、議会で使用しない時には、会議等で活用することを想定します。

（6）防犯・セキュリティ機能

- 個人情報や行政情報の保護、防犯上の観点などから、来庁者の立ち入り可能なエリアを明確にするとともに、サーバー室など高い機密性が求められる場所には、特定の職員のみが入室できる区画を設けるなど、業務や情報の内容等に応じて庁舎内のセキュリティのレベルを区分します。
- セキュリティ確保のため、カードキー等による入退室管理機能を導入するとともに、庁舎の出入口や死角となる部分には防犯カメラを設置します。
- 閉庁時における町民及び商工会の利用（期日前投票、各種会議等）を想定した、セキュリティ区分外の諸室と出入口の配置について検討します。

(7) バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮

- あらゆる人にとって使いやすく、わかりやすい施設とするため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づいた施設とし、「北海道福祉のまちづくり条例」に準拠した整備水準とします。
- 出入口や通路の段差をなくし、車いす利用者や高齢者、子ども等が安全に移動できるように配慮します。また、上下階への移動が容易となるよう、主要な出入口からわかりやすい位置に、エレベーターを設置します。
- 庁舎入口付近には、障がいのある方などに配慮した駐車場を設け、雨に濡れずに庁舎内に入浴りできるよう、ひさし等を設置します。
- 各階に多目的トイレを設置し、子育て世代や高齢者、障がいのある方など多様な来庁者に対応できるスペースとします。

(8) 環境への配慮

【省エネルギー性能の向上】

- 自然採光や自然通風の有効活用に加え、建物の高断熱化やLED照明などを採用します。また、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の検討を行います。

【再生可能エネルギー等活用の検討】

- 環境負荷低減に配慮し、災害による大規模停電などにも対応できるよう太陽光発電や蓄電池、木質バイオマスボイラーなどの再生可能エネルギーの活用について検討します。

【環境にやさしい建築材料の使用】

- CLT等の地域産材を積極的に活用し、環境にやさしい施設整備を図ります。

(9) 高度情報化への対応機能

- 情報通信技術の革新により、将来的に町民等へ提供するサービス形態も変化することが想定されます。ICTを活用したサービスの電子化や庁舎外での申請手続き等、新庁舎の開庁時点を見据え、先端技術のなかから最適な技術を活用した手続き方法等を検討します。
- ICTの導入にあたっては、情報セキュリティレベル及びバックアップ機能の強化を行い、電子データの漏洩や災害時のデータ消失等のリスクを回避します。
- 庁内無線LAN等の導入にあたっては、アクセス制限の範囲を明確にするとともに、町民も利用できるフリーWi-Fiの設置も含め、セキュリティレベルに応じた適切な庁舎内ネットワークの形成を目指します。

(10) 維持・管理機能

- 維持管理コストの低減と設備等を長寿命化させるため、維持管理のしやすい素材や空間形状、更新・変更のしやすい器具や設備を選択するとともに機能変更などに柔軟に対応できるようにします。

(11) 商工会

- 建替えとなる商工会館について、役場庁舎に執務スペースを設置します。出入口については、来庁者とは分けて設置しますが、会議室やトイレ等とあわせて役場職員と共用とする等、効率的な機能配置を検討します。
- 閉庁時における利用（各種会議等）を想定したセキュリティラインの設定、執務スペースや出入口の配置について検討します。

5-2-2 面積

現状の各室面積や要望を踏まえ、各施設の各室面積は以下のとおりとします。

表 面積表

	現状面積 (㎡)	想定面積 (㎡)	
職員数	138人	120人	
(ア) 事務室	928	920	現状と同規模 ただし、職員休憩スペース、職員打合せスペース等含む
町長室	41	30	
応接室	-	20	
副町長室	14	20	
教育長室	-	20	
(イ) 会議室	37	100	※会議室、防災対策室で合計約180㎡
(ロ) 電話交換室	-	-	
(ハ) 倉庫	136	50	※倉庫、台帳倉庫、備蓄倉庫で合計200㎡
(ニ) 宿直室	13	20	
(ホ) 庁務員室	-	-	
(ヘ) 湯沸室	14	5	
(ト) 受付・巡視溜	-	-	
(チ) 便所・洗面所	62	100	
(リ) 医務室	-	-	
(ヲ) 売店	-	-	
(ヌ) 食堂及び喫茶室	-	-	
(ル) 更衣室	51	50	
台帳倉庫	-	100	※倉庫、台帳倉庫、備蓄倉庫で合計200㎡
備蓄倉庫	-	50	※倉庫、台帳倉庫、備蓄倉庫で合計200㎡
印刷室	23	25	
サーバ室	23	20	
防災対策室	-	80	※会議室、防災対策室で合計約180㎡
相談室	33	40	
町民交流スペース	-	450	エントランスホール、打合せコーナー、相談コーナー等
授乳室	-	10	
(レ) 議場	125	150	
正副議長室	23	25	
議員更衣室	-	20	
委員会室	48	50	会議室と兼用
議会事務局	17	20	
湯沸	-	5	
(ロ) 商工会	0	100	商工会要望
(ヲ) 機械室	0		
(フ) 電気室	0	150	
(ヅ) 自家発電電気室	0		
(ケ) 交通部分	395	270	風除室、廊下、階段、EV
延床面積	1,982	2,900	

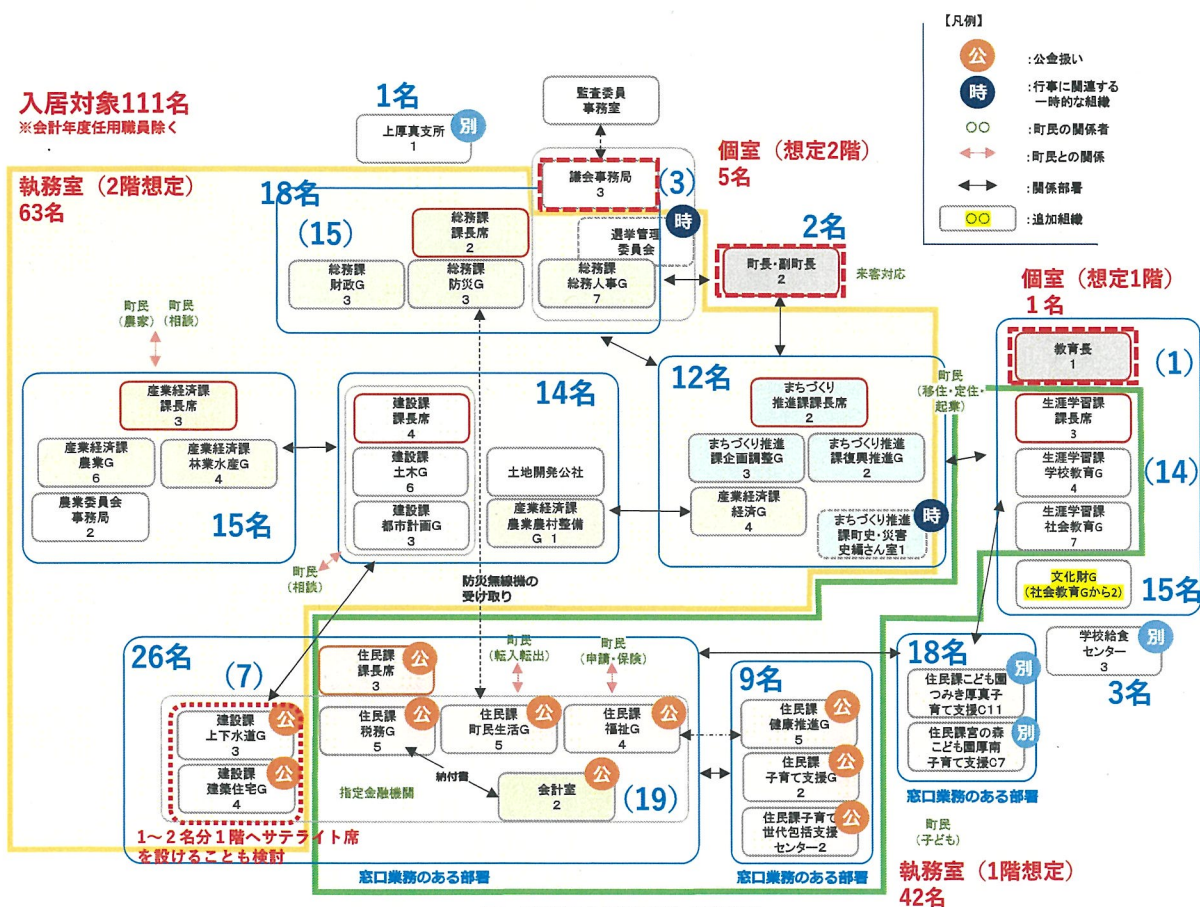
5-2 建築計画

5-2-1 配置計画

- 役場庁舎は、来庁者からわかりやすいように、前面道路の町道及び道道千歳鶴川線から視認しやすい配置とするとともに、庁舎の町民利用スペースと文化交流施設との往来のしやすさを考慮し、文化交流施設と隣接した配置とします。
- 来庁者駐車場と職員・公用車駐車場を分離し、安全性に配慮します。
- 駐車場から役場庁舎の入口までの動線を考慮した配置とします。

5-2-2 平面・断面計画

- 各課の配置は、1階に窓口がある課を配置し、上階に総務課や防災対策室等を中心とした防災機能を集約します。
- 部門配置にあたっては、各課の近接性を考慮した配置とします。



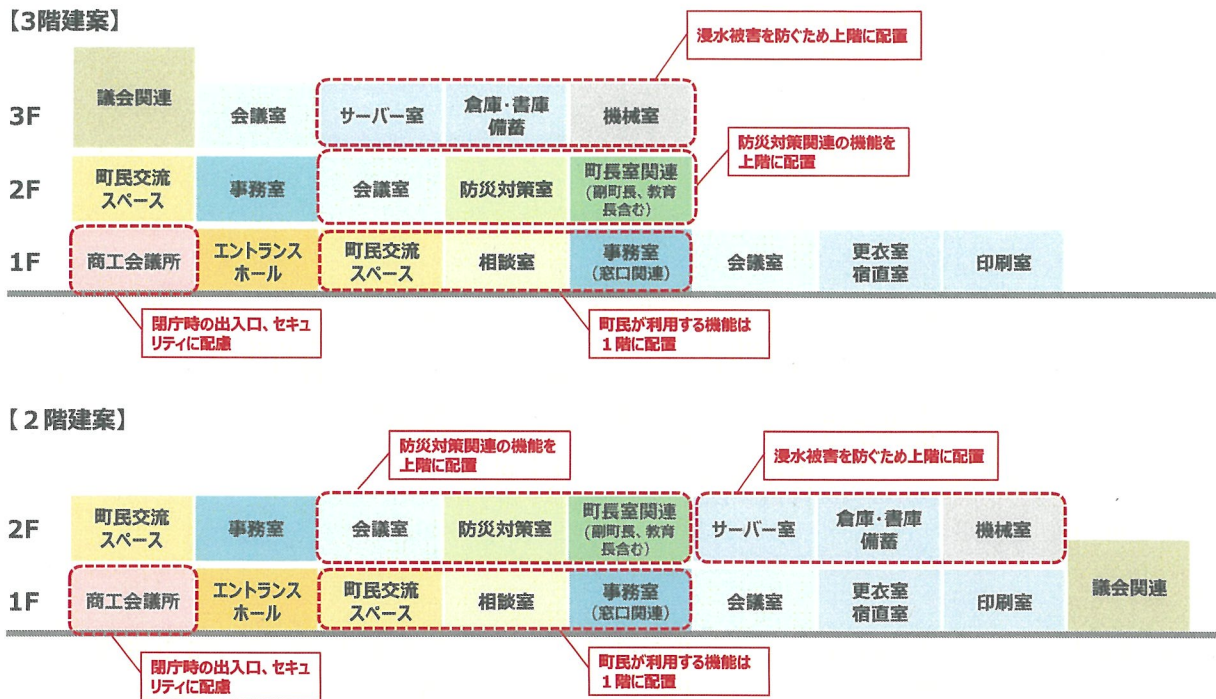


図 機能配置の考え方

5-2-3 構造計画

(1) 構造体の耐震安全性の目標及び保有すべき性能

- 国土交通省では、国家機関の建築物及びその附帯設備として必要な耐震性能を確保するため、「官庁施設の総合耐震計画基準」により、施設の性質に応じた建物の耐震安全性の目標を定めています。
- 役場庁舎は、災害対策本部の機能を担う重要な施設であることから、構造体の耐震安全性の目標及び建築非構造部材の性能目標を「Ⅰ類」及び「A類」、「甲類」とします。

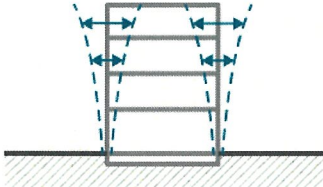
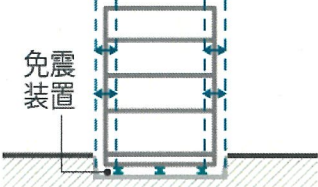
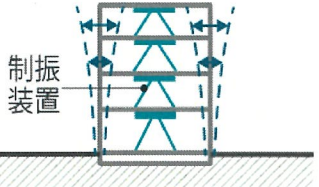
表 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物をしようできることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られる。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は、危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と2次災害の防止が図られる。
建築設備	甲類	大地震動後、人命の安全確保及び2次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後、人命の安全確保及び2次災害の防止が図られる。

(2) 構造方式の比較

- 構造方式について、耐震構造・免震構造・制振構造の比較を行いました。コストや事業スケジュールなどを考慮しながら、基本設計時において採用方式を決めていきます。

表 耐震・免震・制振構造の比較

	耐震構造	免震構造	制振構造
	 <p>建物の硬さと強さで地震に抵抗する。</p>	 <p>アイソレータで建物を浮かせ免震層を形成し、制振部材(ダンパー)で地震エネルギーを吸収する。強風時の揺れを低減することも可能。</p>	 <p>建物内に配置した制振部材(ダンパー)で地震エネルギーを吸収する。強風時の揺れを低減することも可能。</p>
留意点	一部床免震等を採用し、重要備品の転倒を防ぐ必要有	基礎深さが通常より深くなり、掘削量が増える	制振装置が内部に現れ、柔軟な間取り変更が難しい構造形式に制約が生じる(鉄骨造が望ましい)
建設時コスト	1.00(基準) コストと施工期間のバランスが良い	1.15~1.20 免震装置が高価でコストの面で劣る	1.15~1.20 制振装置が高価でコストの面で劣る
被災後の補修コスト	1.00(基準) 一部躯体の損傷が生じ補修費用が発生する	0.90~0.95 大きな補修等が発生しない	0.95~1.00 制振装置の交換が必要となり補修費用が発生する
申請	建築確認申請のみ	構造評定 3カ月 国土交通大臣認定 2カ月 (告示免震の場合は除く)	構造評定 3カ月 国土交通大臣認定 2カ月
メリット	他の耐震形式に比べてコストが最も安く、申請期間が短い。	大地震動においては、減衰の効果が大きい。垂直方向の地震については効果がないが、水平方向の地震動よりも弱い問題ない。	免震構造に比べてコストが安い。
デメリット	I類でも大地震動後、構造躯体に大きな損傷はないが、天井や窓に損傷の可能性がある。	震度4までの地震であると、免震層が動きにくい。申請期間が長い。	変形が大きい場合に効果が大きいため、超高層建物であれば効果が高いが、低・中層では効果は低い。申請期間が長い。

第6章 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター

6-1 機能・面積

6-1-1 機能

(1) 図書館

【町民が利用しやすい図書サービスの提供】

- 青少年センター内の「図書スペース」は、図書館法に基づく「図書館」として整備します。
- 資料は開架を基本とし、蔵書数は青少年センターと創作館の蔵書を合わせた約43,000冊を取り扱うことを想定しますが、段階的な蔵書数の拡充も含めて検討します。
- 容易に目当ての資料に辿りつけるようなわかりやすいレイアウトを行うとともに、関連する資料や書籍を選択できるような近接させるなど、新たな「知」との出会いを楽しめるようなレイアウトとします。

【厚真の歴史・文化の保存・伝承】

- 「(仮称)アイヌセンター」と連携しながら、厚真の郷土や歴史、文化、産業等に関する資料等の保存に努めます。

【静かに読書・勉強・仕事に集中できる場の確保】

- 一人静かに読書や学習、仕事等に没頭・集中できるよう、空間の設えや照明、音、空調などの快適性に配慮し、ゆとりある図書空間を確保します。

【わいわい読書を楽しむ場】

- 子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、年齢に合った図書コーナーを充実させ、子どもの興味・関心を促します。
- キッズスペースを設け、子ども達がおしゃべりしながら読書を楽しめる空間や学習スペース等を確保し、適度な賑わいがあることで、親しみやすく、居心地のよい居場所となる空間を目指します。

【交流や活動を通してつながる場】

- 文化交流施設内のホールや飲食機能等と連携し、情報交換や交流を通じて、人と人がつながる場を形成します。
- 音楽スタジオの整備についても検討します。

(2) プラネタリウム

- ドーム型天井への投影機能を活かし、(仮称)アイヌセンターの映像展示室と連携した利用のほか、デジタル投影技術等を用いた天体に限らない迫力ある映像イベント等の幅広い活用を検討します。
- 図書館の閲覧スペースと一体的利用を考慮し、投影やイベント開催以外は閲覧室として共用することも想定します。

(3) ホール

- 和太鼓等の楽器演奏などのサークル利用や、発表会・コンサート・講演会等のイベントの利用で
きるホールを整備します。
- ホールは防音に配慮した遮音壁とします。(壁面を活用した大きな鏡も設置)
- 楽器等を収納する倉庫スペースを確保します。

(4) 創作スペース (木工・陶芸)

- 木工制作及び陶芸制作ができる場を整備します。
- 陶芸制作にあたっては、制作スペース、釉薬の保管スペース、窯スペースを確保します。

(5) フリースペース・飲食

- 文化交流施設に導入される機能や活動を緩やかにつなぐ空間として確保します。
- リラックスしてくつろぐことができる居場所となり、人や活動のつながりが生まれる場として、
町内の様々な情報が集まり発信する場(情報発信機能)、作品等を展示する場(展示機能)、さら
に、カフェ等の飲食機能や地元の農産物を販売できる物販機能を確保します。
- 飲食・物販については、チャレンジショップなどの起業の場として運用することも検討します。
- 広場のイベントと連携した利用を想定することから、広場に面した位置に配置し、広場等からの
視認性に配慮した配置とします。

(6) 事務・管理

- 施設管理や作業等を行う事務室や会議・研修室、更衣室等を整備します。

(7) (仮称) アイヌセンター

- 現役場庁舎を活用しながら、文化交流施設と一体となった、厚真町に眠る貴重な歴史資産の整
理・調査研究・収蔵・展示公開を行う「(仮称) アイヌセンター」を整備します。
- 擦文・アイヌ文化期の重要考古資料を中心とし、アイヌ民族の生活史、精神文化史を主たるテー
マとして展示し、アイヌ民族・アイヌ文化への理解促進に寄与する施設とします。
- 施設内には、厚真町の開拓の歴史に関する展示のほか、北海道胆振東部地震に関する記憶・記録
を残すアーカイブ機能と、伝承・発信を行う機能をもったスペースを整備します。
- 現役場庁舎の活用にあたっては、下記の改修を行います。
 - ・ 旧耐震基準の建物であるため耐震改修を行い、利用者の安全を確保するとともに埋蔵文化
財の保存に適した改修を行います。
 - ・ バリアフリーに配慮し、2階に上がるためのエレベーターを設置します。
 - ・ 遺物の展示公開に必要な恒温恒湿機能等の確保するため、空調設備の設置・改修を行
います。
 - ・ 貴重なアイヌ文化財については、防犯防火の設備、区画を設けます。

表 (仮称) アイヌセンターで想定する機能・諸室と整備内容

想定する機能・諸室	整備概要
厚真町歴史展示スペース 震災アーカイブ	厚真町の自然や通史、主に現在の町に受け継がれている開拓史を中心に展示 胆振東部地震の記憶・記録を残し、伝承・発信する場
埋蔵文化財の展示室	アイヌ関連の常設展示
アイヌ遺骨安置室	アイヌ遺骨等を安置・収蔵する場（非公開）
企画展示室	常設展示の補完的な展示や時勢に応じた柔軟な展示
映像展示室	厚真町の歴史、アイヌ文化や埋蔵文化財に関する映像の展示
体験室	アイヌ民具（ガラス玉・タマサイやアツシ織り、ムックリづくり等）や、縄文土器、勾玉などのものづくり体験を行う場
学習スペース（研修室）	研修や会議等を行う場
事務室	施設の運営管理を行う事務室（厚真アイヌ協会の入居も想定） 展示保管施設内に専門職員（学芸員）が常駐配置
整理作業室	企画展示の準備や展示物の補修等の作業を行う場
荷解き室	展示物の荷解き作業を行う場
物品庫・収蔵庫・書庫	展示品や備品、書籍等の収納

6-1-2 面積

現状の各室面積や要望等を踏まえ、各施設の各室面積は以下のとおりとします。

表 面積表

		想定面積 (㎡)	備考
文化交流施設	図書館	450	書架、開架スペース、スタジオ
	キッズスペース	80	開架スペースと合わせた利用を想定
	会議室	60	
	プラネタリウム	100	
	創作スペース（陶芸・木工）	180	
	ホール	200	
	事務スペース	120	図書貸出カウンター、作業室、更衣室等も含む
	フリースペース・飲食	400	
	共用部・物品庫・開架書庫・機械室等	410	
	小計	2,000	
	(仮称) アイヌセンター	1,600	
	※内訳		
	厚真町歴史展示スペース	100	現役場庁舎1F/エントランスホールと合わせた利用を想定
	震災アーカイブ	100	
	アイヌ展示室	180	現役場庁舎2F
	映像展示室	160	
	体験室	40	
	学習スペース（研修室）	40	
	事務室①（(仮称) アイヌセンター事務）	60	現役場庁舎1F
	事務室②（アイヌ協会事務）	80	
収蔵庫（アイヌ遺骨安置室含む）	140	荷捌き、作業室を含む	
物品庫・収蔵庫・書庫	90		
機械室	30	現役場庁舎	
(仮称) アイヌセンター共用部	580		
合計	3,600		

6-2 建築計画

6-2-1 配置計画

- 文化交流施設と（仮称）アイヌセンターの一体的な施設計画とします。
- （仮称）アイヌセンターは、現役場庁舎を活用して整備するため、文化交流施設は、現役場庁舎と隣接した位置に配置します。現役場庁舎の面積で不足する（仮称）アイヌセンターの機能は文化交流施設と一体となって整備します。
- 庁舎周辺エリア中央に配置する広場に面して文化交流施設を配置します。
- 文化交流施設の諸機能と広場の連続性を確保した、一体的な空間形成を図ります。

6-2-2 平面・断面計画

- 文化交流施設・（仮称）アイヌセンターは、様々な機能が複合した施設であり、それぞれ下図に示すように各機能が連携したプログラムを展開します。
- 2階建を想定し、基本設計時に、これらのプログラムに合わせて具体的な平面・断面構成を検討します。なお、庁舎周辺エリアは、厚真川の洪水浸水想定区域に位置することから、2階に擦文・アイヌ文化期の重要考古資料を中心とした展示物を設置します。

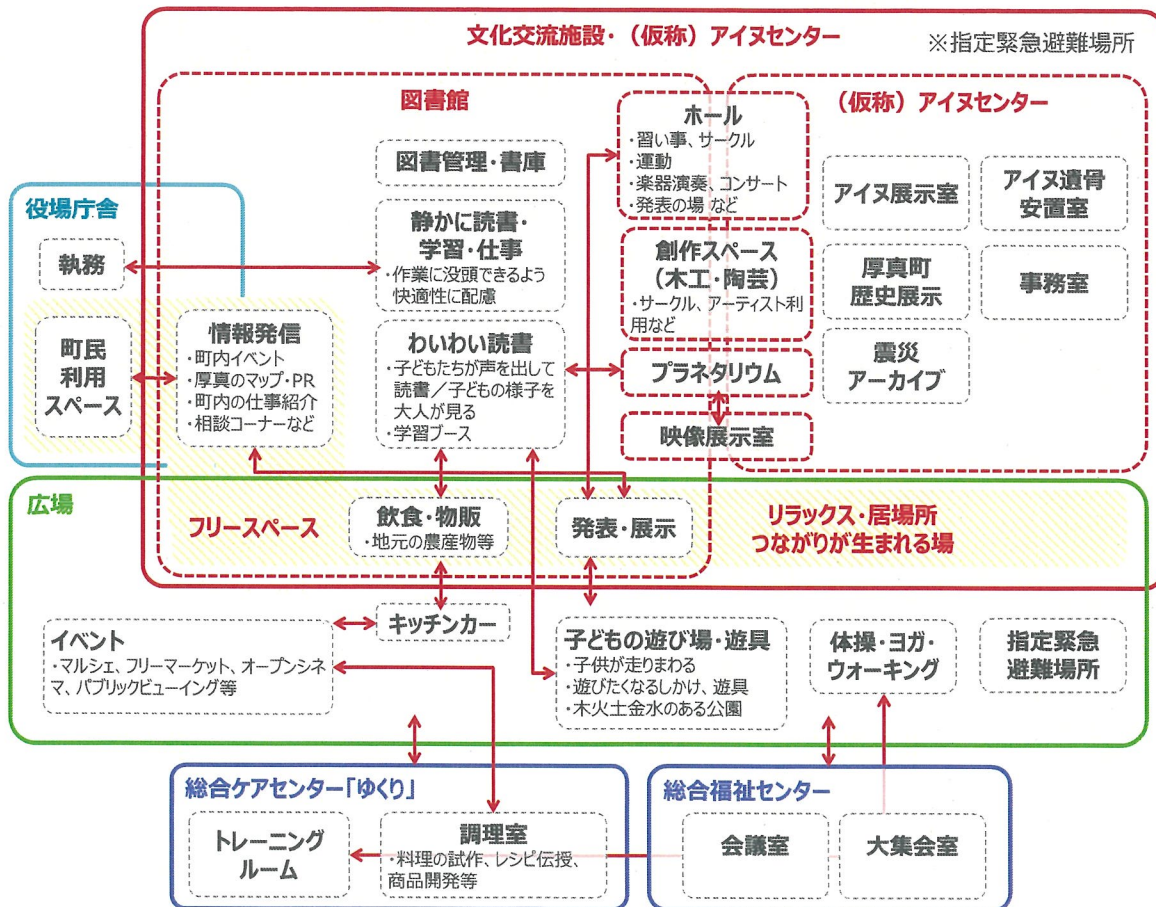


図 機能の関連性